

熊本市景観計画

水と緑と歴史を活かし
地域と共に賑わいと活力を育む
くまもとの景観づくり



【当初】平成21年10月1日策定（平成22年1月1日施行）
【改定】令和6年1月15日策定（令和6年4月1日施行）

景観計画の構成

序章 はじめに

第1章 景観計画区域

第2章 良好的な景観の形成に関する方針

第1節 めざす将来像 景観形成の理念、景観形成の目標と基本方針、景観の全体像



第2章 良好的な景観の形成に関する方針

第2節 景観形成方針

大規模行為に関する内容

- ゾーン・軸・地域拠点の景観形成方針 (P25~27)
- 重点地域の景観形成方針 (P28~66)
 - ・ 視点場の設定と眺望の保全・向上

特定施設届出地区に関する内容

- 特定施設届出地区の景観形成方針 (P67)

熊本空港周辺景観形成地区に関する内容

- 熊本空港周辺景観形成地区の景観形成方針 (P67)

第3章 良好的な景観形成のための行為の制限に関する事項

1. 届出対象行為と景観形成基準について
 - (1) 届出対象行為と景観形成基準の関係等
 - (2) 届出対象行為と景観形成基準の構成
 - (3) 届出における景観計画確認の流れ
2. 大規模行為届出 (P73~107)

3. 特定施設届出地区 (P108~113)

4. 熊本空港周辺景観形成地区 (P114~119)

第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限

1. 屋外広告物に関する行為の制限の方針
 2. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件に関する景観形成基準
- 大規模屋外広告物の景観形成基準 (重点地域を含む市全域) (P135)
 - 大規模屋外広告物の景観形成基準 (重点地域) (P135~136)

● 特定施設届出地区的屋外広告物の景観形成基準 (P137)

● 熊本空港周辺景観形成地区的屋外広告物の景観形成基準 (P137)

3. 良好的な屋外広告景観の誘導

第4章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針に関する事項

第6章 景観に配慮した公共施設等の整備

第7章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

第8章 市民との協働

第9章 計画の評価・検証

目 次

序章　はじめに	1
1. 計画改定の背景と目的.....	2
2. 景観計画の位置づけ	4
3. 景観形成の意義.....	5
4. 熊本市の景観特性.....	7
(1) 景観の成り立ち	7
(2) 熊本市の都市構造.....	8
(3) 景観特性.....	9
第1章　景観計画区域（景観法第8条第2項第1号）	11
第2章　良好な景観の形成に関する方針（景観法第8条第3項）	13
第1節　めざす将来像.....	14
1. 景観形成の理念.....	14
2. 景観形成の目標と基本方針	15
3. 景観の全体像.....	18
4. 景観形成の基本的な考え方の体系	22
第2節　景観形成方針	24
1. 景観形成のよりどころとなる視線	24
2. ゾーン・軸・地域拠点の景観形成方針	25
(1) ゾーンの景観形成方針	25
(2) 軸の景観形成方針	26
(3) 地域拠点の景観形成方針	27
3. 重点地域の景観形成方針	28
(1) 視点場の設定と眺望の保全・向上	28
(2) 重点地域毎の景観形成方針	30
熊本城周辺地域	30
水前寺周辺地域	42
江津湖周辺地域	45
熊本駅周辺地域	53
電車通沿線地域	58
白川沿岸地域	60
4. 特定施設届出地区の景観形成方針	67
5. 熊本空港周辺景観形成地区の景観形成方針	67

第3章 良好的な景観形成のための行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号）	69
1. 届出対象行為と景観形成基準について	70
(1) 届出対象行為と景観形成基準の関係等	70
(2) 届出対象行為と景観形成基準の構成	71
(3) 届出における景観計画確認の流れ	72
2. 大規模行為届出	73
(1) 届出対象行為	73
(2) 市全域の景観形成基準（重点地域を含む）	76
(3) 熊本城周辺地域の景観形成基準（重点地域）	82
(4) 水前寺周辺地域の景観形成基準（重点地域）	86
(5) 江津湖周辺地域の景観形成基準（重点地域）	92
(6) 熊本駅周辺地域の景観形成基準（重点地域）	96
(7) 電車通沿線地域の景観形成基準（重点地域）	100
(8) 白川沿岸地域の景観形成基準（重点地域）	104
3. 特定施設届出地区	108
4. 熊本空港周辺景観形成地区	114
第4章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針に関する事項 （景観法第8条第2項第3号）	121
1. 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の考え方	122
2. 景観重要建造物等	122
3. 景観重要樹木	127
第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限 （景観法第8条第2項第4号イ）	131
1. 屋外広告物に関する行為の制限の方針	132
(1) 行為の制限	132
(2) 重点地域等での景観形成基準の設定	133
(3) 景観形成基準への適合を求める対象行為の設定	133
2. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件に関する景観形成基準	134
(1) 対象行為	134
(2) - 1 大規模屋外広告物の景観形成基準（重点地域を含む市全域）	135
(2) - 2 大規模屋外広告物の景観形成基準（重点地域）	135
(3) 特定施設届出地区の屋外広告物の景観形成基準	137
(4) 熊本空港周辺景観形成地区の屋外広告物の景観形成基準	137
3. 良好的な屋外広告景観の誘導	138

第6章 景観に配慮した公共施設等の整備（景観法第8条第2項第4号口及びハ）	139
1. 景観に配慮した公共施設等の整備の考え方	140
(1) 公共施設の景観整備の進め方	140
(2) 公共建築物の景観整備の進め方	142
2. 公共施設等の整備に関するデザイン調整の仕組み（景観調整会議）	143
(1) 景観調整会議の目的	143
(2) 対象	143
(3) 協議時期	144
(4) 景観調整会議によるデザイン調整の実施事例	145
3. 景観重要公共施設の指定方針等	147
第7章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項 （景観法第8条第2項第4号ニ）	149
1. 景観農業振興地域整備計画の策定の考え方	150
第8章 市民との協働	151
1. 市民・事業者・行政の役割	152
2. 協働による景観形成の推進	154
(1) 景観に関する意識醸成のための施策の継続的な実施	154
(2) 協働による景観形成に向けた各種制度の有効活用	156
(3) 地域における景観形成の取組支援	157
第9章 計画の評価・検証	159
1. 計画の評価・検証の方法	160
(1) 施策実施状況の調査	160
(2) 定点観測による調査	161
(3) 市民アンケートによる調査	161
策定経緯等	175
1. 策定体制	176
2. 策定経緯	177
3. 改正履歴	179

<コラム>

様々な景観の賞を受賞しています！	21
新町・古町、川尻地区には独自の町並みづくりガイドラインがあります！	21
公開空地等の効果的な利活用を促進しています	76
景観スケールに応じた光の組み合わせ	81
樹木保全施策.....	127
良い景観と屋外広告	133
市民が良くないと感じる屋外広告物	138
景観教育.....	154
フォトコンテスト	155
くまもとライトスケープ・キャラバン（夜間景観実証実験）	155
違反屋外広告物簡易除却協力員制度	156
パートナー花壇 スポンサー花壇	157
市民の自主的・主体的な活動事例	158

